

予 算 要 求 資 料

令和4年度当初予算 支出科目 款：教育費 項：教育総務費 目：進学奨励費

事業名 公立高等学校等学び直し支援金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

教育委員会教育財務課管理経理係 電話番号：058-272-1111 (内 3583)

E-mail： c17773@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,366 千円 (前年度予算額：1,648 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄 附 金	そ の 他	県 債	一般 財源
前年度	1,648	1,648	0	0	0	0	0	0	0
要求額	1,366	1,366	0	0	0	0	0	0	0
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、就学支援金支給期間の経過後も卒業までの間 (最長2年間)、継続して支援金を支給する。

(2) 事業内容

支給額：授業料相当額

区分	全日制	定時制	通信制	専攻科
月額	9,900円	2,700円	310円(単位)	9,900円

対象生徒：公立高校不徴収及び就学支援金制度の対象外となった生徒

(3) 県負担・補助率の考え方

【補助率】 10/10

【財源】 高等学校等修学支援事業費補助金

・就学支援金とは別制度の国庫補助事業（10/10）

(4) 類似事業の有無

- ・公立高等学校等就学支援金
- ・公立高等学校等専攻科支援金

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
学び直し支援金（県立高校）	1,366	県立高校生徒への就学支援金相当額の支給
学び直し支援金（市立高校）	0	市立高校生徒への就学支援金相当額の支給
合計	1,366	

決定額の考え方

「途中経過」または「予算案の決定（知事査定後）」
の公開の際に記載します。

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

平成 26 年度から国が予算補助にて創設した施策である。

事業評価調査（県単独補助金除く）

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新規要求事業 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業 |

記入しない項目欄は斜線を引いてください。

1 事業の目標と成果

（事業目標）

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 受給要件（中途退学して再び学び直す生徒）を満たす生徒に対して、就学支援金相当額を支給する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	R2 年度	R3 年度	R4 年度	終期目標	達成率
	(R)	実績	目標	目標	(R)	
受給要件を満たす者に対する支給率	—	100%	100%	100%	100%	100%

○指標を設定することができない場合の理由

（これまでの取組内容と成果）

令和2年度	受給要件を満たす者（中途退学後に再入学した生徒で高等学校に在学した期間が36月を超える生徒）に対して補助金を支給した。 支給人数 21人 就学支援金制度とともに高等学校等の教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与している。
令和3年度	令和5年度当初予算にて追加 指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___%
令和4年度	令和6年度当初予算にて追加 指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___%

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・事業の必要性（社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断） 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</p>	
(評価) 3	<p>高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、就学支援金支給期間の経過後も卒業までの間（最長2年間）、継続して支援金を支給する本事業は、家庭の教育費負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することができるため必要性が高い。</p>
<p>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない</p>	
(評価) 2	<p>就学支援金制度とともに高等学校等の教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与している。</p>
<p>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</p>	
(評価) 2	<p>該当者の把握に努め、制度の周知により、申請を促した。</p>

(今後の課題)

<p>・事業が直面する課題や改善が必要な事項 就学支援金の支払限度期間が終了後も在学する生徒の増加が今後予測されるが、申請手続き漏れとならないよう周知する必要がある。</p>

(次年度の方向性)

<p>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 年度中に支払限度期間が終了する生徒がいないかを確認し、対象生徒がいれば学び直し支援制度について説明等行うよう各高校へ周知していく。</p>

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課</p>	
<p>組み合わせる理由や期待する効果 など</p>	